

令和5年4月より

建築基準法第12条に基づく**定期報告は**  
**メール提出ができるようになりました**  
※提出できる市町村は裏面参照

## メール報告のメリット

- ✓ 窓口までの移動
- ✓ 印刷・折り込み等の手間
- ✓ 押印
- ✓ 郵送料



**全て不要に！**

## オンラインでの報告には事前の登録が必要です

特定建築物・建築設備・防火設備  
→大阪建築防災センター

- ホームページ内の受付フォームで必要事項を入力してください

- 確認メールが届きます

- メールに報告書を添付して送付をお願いします

報告者(調査者)  
事前登録

窓口となる団体  
利用者承認

報告者(調査者)  
メールで報告

昇降機  
→近畿ブロック  
昇降機等検査協議会

- 電話or電子メールでオンライン申請したい旨連絡してください

- pdfファイル用のパスワード(セキュリティのために必要です)が送付されます

- メールに報告書を添付して送付をお願いします

※ご不明点は裏面記載の各連絡先にてお問い合わせください。  
※地域法人にて、本受付前に報告書の内容について事前確認をさせていただきます。  
不備があると受付できない場合があります。



## 注意事項

- オンライン申請の際に、所有者（管理者）の承諾が必要です。  
オンライン提出および報告書の内容について、原則として所有者（所有者と管理者が異なる場合は管理者）の承諾がない場合は受理できません。提出時に承諾の有無について記入いただきます。
- オンライン受付の場合は、副本は返却されず、地域法人から特定行政庁が受理したことを記載したメールが届きます。  
紙受付の場合は、従来通り副本を返却します。



## 提出できる市町村（令和7年4月から）

豊能地域	： 能勢町	豊能町	豊中市	箕面市				
三島地域	： 茨木市	島本町	摂津市					
北河内地域	： 交野市	四條畷市	大東市	枚方市	門真市			
中河内地域	： 柏原市							
泉北地域	： 高石市	泉大津市	忠岡町	堺市	和泉市			
泉南地域	： 貝塚市	熊取町	泉佐野市	田尻町	泉南市	阪南市	岬町	
南河内地域	： 松原市	羽曳野市	藤井寺市	太子町	河南町	千早赤阪村	富田林市	
	大阪狭山市	河内長野市						



## お問い合わせ

### 定期報告書受付窓口（地域法人お問い合わせ先）

#### □ 建築設備（昇降機等を除く）、防火設備、特定建築物

一般財団法人大阪建築防災センター 定期報告部 電話：06-6943-7275

HP <https://www.okbc.or.jp/>

受付／平日 9：15～16：30 お問い合わせ／平日 9：15～17：00

#### □ 昇降機等 ※まずは報告会社にお問い合わせください

一般財団法人近畿ブロック昇降機等検査協議会 電話：06-6228-1623

HP <https://kbskk.jp/>

受付／平日 9：00～17：30 お問い合わせ／平日 9：00～17：30

### 特定行政庁連絡先

大阪府 ※	都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築安全課 （※上記「提出できる市町村」の下線箇所のみ）	06-6210-9726
豊中市	都市計画推進部 建築審査課	【建築】06-6858-2422 【設備】06-6858-2420
堺市	建築都市局 開発調整部 建築防災推進課	072-228-7482
枚方市	都市整備部 審査指導課	072-841-1438
茨木市	都市整備部 建築調整課 監察係	072-620-0105
門真市	まちづくり部 建築指導課	06-6902-1231（代）（内線4056）
箕面市	みどりまちづくり部 審査指導室	072-724-6866
和泉市	都市デザイン部 建築・開発指導室	0725-99-8141
羽曳野市	都市開発部 建築指導課	072-958-1111（代）（内線2555）